

東京都環境基本計画の概要

2006（平成18）年12月

『10年後の東京』

2007（平成19）年6月

『気候変動対策方針』

『緑の東京 10年プロジェクト基本方針』

『「10年後の東京」への実行プログラム』

『カーボンマイナス東京 10年プロジェクト』

『緑の東京 10年プロジェクト』

の推進

1997（平成9）年3月

環境基本計画の策定

- ◎健康で安全に生活できる東京
- ◎都市と自然とが調和した豊かな東京
- ◎地球環境の保全を推進する東京

2002（平成14）年1月

環境基本計画の改定

- ◎健康で安全な環境の確保
 - ・ディーゼル車対策の推進など
- ◎都市と地球の持続可能性の確保
 - ・地球温暖化対策、ヒートアイランド対策への取組など
- ◎自然環境の保全と再生
 - ・緑の保全と再生など

1994（平成6）年7月

環境基本条例制定

2000（平成12）年12月

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）制定

- ・公害防止条例（1969（昭和44）年の抜本改定

2005（平成17）年3月

環境確保条例改正

- ・地球温暖化対策計画書制度の強化等

2008（平成20）年3月

新「環境基本計画」の策定

少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指す

➡ 東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信

●人類・生物の生存基盤の確保

- ・気候変動の危機回避に向けた施策の展開
- ・持続可能な環境交通の実現
- ・省資源化と資源の循環利用の促進

●健康で安全な生活環境の確保

- ・大気汚染物質の更なる排出削減
- ・化学物質等の適正管理と環境リスクの低減
環境の「負の遺産」を残さない取組
- ・生活環境問題の解決（騒音・振動、悪臭等対策）

●より快適で質の高い都市環境の創出

- ・市街地における豊かな緑の創出
- ・水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復
- ・熱環境の改善による快適な都市空間の創出
- ・森林や丘陵地、島しょにおける自然の保全

2008年度中（予定）

環境確保条例改正

計画の策定にあたって

東京が直面する環境問題についての新たな認識

気候変動の危機の顕在化

- ・異常気象の頻発など、地球規模の気候危機により、人類・生物の生存基盤である「地球環境の器」の存続が危ぶまれている。
- ・今や局所的な公害への対応というレベルをはるかに超える、東京が直面する最大の脅威であり、「今そこにある危機」となっている。

環境汚染に対する予見のかつ継続的な対応の必要性

- ・NO₂や光化学オキシダント、健康影響が懸念されるPM_{2.5}への対応など、大気環境への課題が未解決である。
- ・新たな化学物質などによる環境汚染の顕在化も懸念される。
- ・汚染が深刻化し、都民の健康と安全を脅かす直接的な危機になる前に、予見的、継続的な対応が必要である。

より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上

- ・かつて、東京にあふれていた緑や水辺空間は、高度成長の過程で失われてきたが、その減少に歯止めがかかっていない。
- ・緑の減少を食い止め、豊かな緑と水の空間を再生し、都市の風格と魅力を向上させていく必要がある。

目指すべき都市の姿と果たすべき役割

東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信

—技術革新・意識改革を含む様々な工夫と努力により、持続可能な都市への最適解を求めていく—

少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指す

エネルギー効率が高く、地球環境への負荷を極小化する都市

都市間競争の中で、人や企業を惹きつけ、選択され続ける都市

人類・生物の生存基盤の確保

気候危機と資源制約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出

- 2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する
- 都内から発生する廃棄物の最終処分量を、2016年度までに2000年度比55%削減する
- 大規模事業所への「総量削減義務」と「排出量（削減量）取引制度」の導入
- 自動車への過度の依存からの転換、自動車交通量の抑制など
- 中小規模事業所、家庭の省エネ対策を強化
- バイオマス燃料、次世代自動車燃料の利用拡大、開発促進
- 太陽エネルギーの飛躍的な利用拡大
- 廃プラスチック類のリサイクル促進

健康で安全な生活環境の確保

環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進

- SPM及びNO₂の環境基準を、2010年度までに全測定局で達成、より低濃度で安定した状況にする
- 光化学スモッグ注意報発令日を、2016年までに0日とする
- 低公害車への代替促進、流入車対策の強化
- 化学物質の適正管理とリスクコミュニケーションの推進
- PM_{2.5}の実態解明と都独自の対策の確立
- 土壌・地下水汚染、ダイオキシン類対策への取組強化
- VOC削減対策の拡充
- 東京湾の水質改善の取組強化

より快適で質の高い都市環境の創出

緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進

- 2016年に向けて、新たに1,000haの緑を創出し、街路樹を100万本に倍増
- 2016年度までに、ヒートアイランド対策推進エリアの全地域で熱環境を改善
- 緑化計画書制度、開発許可制度の強化
- 都市排熱の軽減、被覆対策の推進など、地域特性も踏まえたヒートアイランド対策の推進
- 学校校庭芝生化、街路樹倍増、都市公園、海上公園などあらゆる都市空間での緑の創出
- 都民、企業、NPO等多様な主体が参画する自然環境保全活動の活性化
- 水循環の再生と、うるおいのある水辺環境の創出

社会や経済を動かす基本的なルールにおける環境配慮の内在化

- 「環境の確保に関する配慮の指針」

持続可能な都市づくりを促進する仕組みの構築

- 都民、国民、世界の人々との連携・協働
- 最先端の科学技術力を駆使した施策展開
- 東京の環境を引き継ぐ次世代の人材育成

分野別施策と目標

	施策の方向	目 標
人類・生物の生存基盤の確保	気候変動の危機回避に向けた施策の展開	➤ ２０２０年までに、東京の温室効果ガス排出量を２０００年比で２５％削減する。 ＜部門別目標＞○産業・業務部門全体で、２０００年比１０数％程度削減（業務部門では７％程度削減） ○家庭部門で、２０００年比２０％程度削減 ○運輸部門で、２０００年比４０％程度削減 ➤ ２０２０年までに、東京のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を２０％程度に高めることを目指す。
	持続可能な環境交通の実現	➤ ２０２０年までに、運輸部門における温室効果ガス排出量を、２０００年比で４０％程度削減することを目指す。 ➤ ２０１６年までに、積載率の向上（営業車両の比率向上）、平均旅行速度の向上（区部の混雑時平均旅行速度２５km/hに向上）、慢性的な渋滞解消（都心部の通過交通減少）を図る。 ➤ ２０１６年までに、公共交通利用率の向上、生活道路の通過交通の減少、交通事故減少、バリアフリー化の一層の促進を図る。
	省資源化と資源の循環利用の促進	➤ 都内から発生する廃棄物の最終処分量を、２０１６年度までに２０００年度比５５％削減する。 ➤ 廃プラスチック類のリサイクルを促進し、２０１０年度までに埋立処分量をゼロにする。 ➤ 建設泥土の再生利用量を、２０１６年度までに２００５年度比２５％増加させる。 ➤ 優良な産業廃棄物処理業者が市場価値を高めていくことができる仕組みを構築する。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染物質の更なる排出削減	➤ 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の環境基準を、２０１０年度までにすべての測定局で達成し、２０１６年までに、より低濃度で安定した状況にしていく。 ➤ 局地高濃度汚染を、２０１０年度までに改善する。 ➤ 二酸化窒素及びPM2.５の新たな環境目標値の設定を検討する。 ➤ 光化学スモッグ注意報発令日を、２０１６年までに０日とする。
	化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 環境の「負の遺産」を残さない取組	➤ 化学物質の環境への排出量や、環境リスクの低減傾向を維持・促進する。 ➤ 化学物質等の環境への排出量などの暴露情報だけでなく、毒性情報も含めた総合的な指標を「環境リスク」として検討し、予防原則を踏まえた目標を設定する。 ➤ リスクコミュニケーション推進地域モデル事業の拡大と自主的取組の推進により、２０１６年までに都内各地域において、地域の自治体を中心となった自主的取組を推進する。 ➤ ２０１６年までに、河川のＢＯＤ環境基準及び海域（運河を含む）のＣＯＤ環境基準を１００％達成する。 ➤ 首都圏における広域連携を強化し、産業廃棄物の不法投棄をゼロにする。 ➤ 有害廃棄物の都内処理体制の確立を目指すとともに、監視・指導により適正処理を徹底する。
	生活環境問題の解決 （騒音・振動、悪臭等対策）	➤ 日常生活における騒音の一般環境基準を達成するとともに、都民の生活感覚に対応した都市生活環境を確保する。 ➤ 航空機、新幹線、在来線及び道路交通の各騒音について、環境基準等を達成する。 ➤ 道路交通騒音について、住居系地域における夜間騒音を全測定地点で要請限度以下に改善する。 ➤ 工場・事業場等やビルビットから生じる悪臭の根絶を目指す。 ➤ 良好な「音環境」や「かおり環境」をまちづくりの重要な要素のひとつとして位置付け、住民と行政の協働による快適な都市生活環境の実現を目指す。
より快適で質の高い都市環境の創出	市街地における豊かな緑の創出	➤ ２０１６年に向けて、新たに１，０００haの緑を創出 ➤ ２０１６年に向けて、街路樹を１００万本に倍増 ➤ あらゆる手法を駆使して、既存の緑を保全
	水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復	➤ 地下水位が安定し、地盤沈下が抑制されている状態を継続する。 ➤ 建築物等の新築・改修や都市づくりに当たって、雨水浸透を着実に進めるための方策を構築するとともに、雨水や再生水等の有効利用を促進していく。
	熱環境の改善による快適な都市空間の創出	➤ ２０１６年に向けて、新たに１，０００haの緑を創出（再掲） ➤ ２０１６年に向けて、街路樹を１００万本に倍増（再掲） ➤ あらゆる手法を駆使して、既存の緑を保全（再掲） ➤ ２０１６年度までに、ヒートアイランド対策推進エリアの全地域で、被覆状態の改善や排熱の減少、風の道の形成などにより、熱環境の改善がなされている。また、多摩地域の市街地においては、現況に比べ熱環境の悪化が防止されている。
	森林や丘陵地・島しょにおける自然の保全	➤ 荒廃した多摩のスギ・ヒノキの人工林について、針広混交林への転換を拡大する。 ➤ 保全地域の新規指定等を拡充する。 ➤ 小笠原諸島を世界自然遺産に登録する。

気候変動の危機回避に向けた施策の展開

分野別施策 1 - 1 (1)

目標

- 2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する。

＜部門別目標＞

※各部門の削減目標は、2020年までの排出量の変化予測を考慮した上で設定

○産業・業務部門全体で、2000年比10数%程度削減
(業務部門では7%程度)

○家庭部門で、2000年比20%程度削減

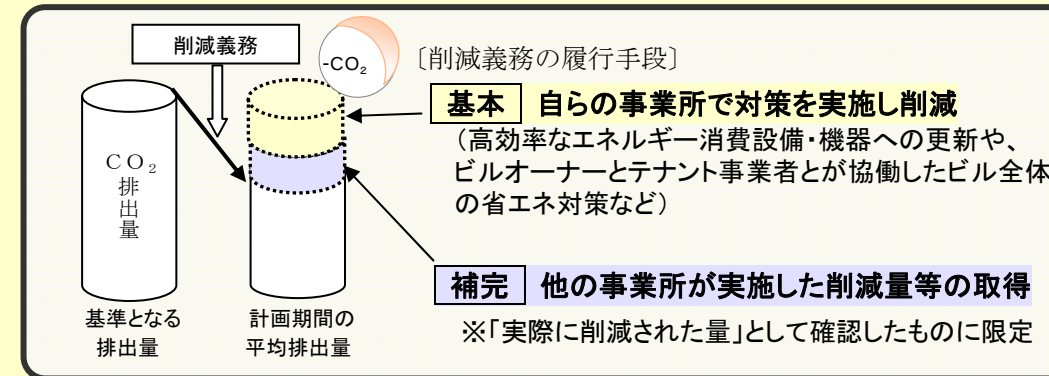
○運輸部門で、2000年比40%程度削減

＜再生可能エネルギー利用目標＞

2020年までに、東京のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%程度に高めていく。

主な施策

大規模事業所への「総量削減義務」の導入



【制度設計の基本的考え方】

- 1 総量削減を確実に達成する仕組み
- 2 取組の優れた事業者が評価される仕組み
- 3 実質的な排出量削減を可能とする排出量(削減量)取引の仕組み
- 4 東京の都市の活力を高め、長期的な成長を可能とする仕組み

現状

都内のCO₂排出量

- 2005年度では、1990年度比5.7%増加
- 部門別では、業務部門が33%、家庭部門が16%と大きく増加

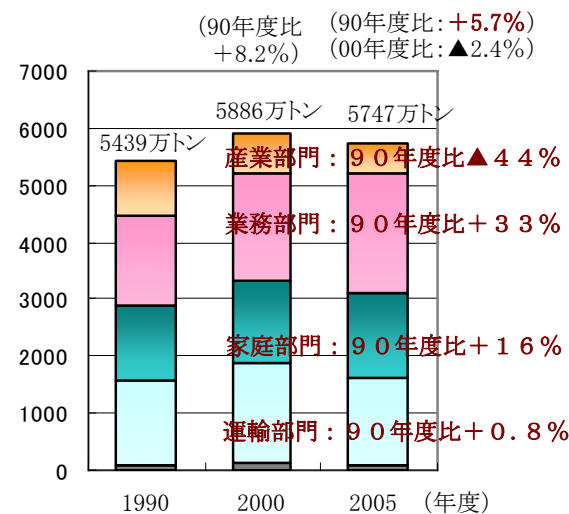
産業・業務部門の排出量

- 排出量の4割を、約1300の大規模事業所が占める。「地球温暖化対策計画書制度(2002年度～)」による取組には限界があり、更なる強化が必要
- 排出量の6割を約70万の中小規模事業所が占めるが、省エネなどの取組は立ち遅れ
- 用途別に見ると、業務部門全体の排出量の58%を事務所ビルが占め、1990年度比で46%増加

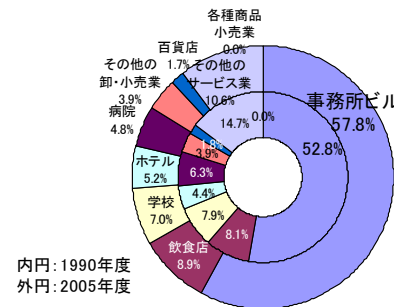
家庭部門の排出量

- エアコンやパソコンなど家電製品の増加で、CO₂排出量の6割以上が電力に起因する。
- 世帯数の増加、特に単身世帯数の顕著な増加が、CO₂排出量の動向に影響を与えている。

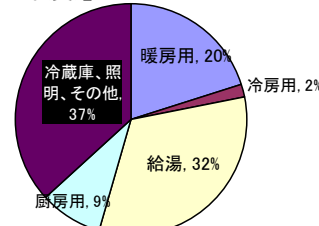
【都内のCO₂排出量の推移(1990-2005年度)】



【業務部門の建物用途別CO₂排出量構成比】



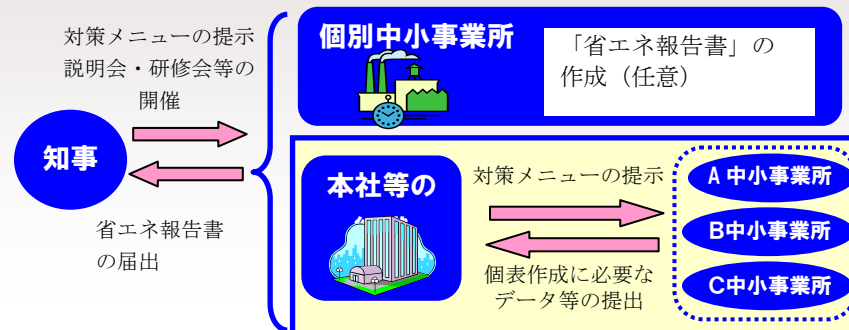
【家庭部門の用途別エネルギー消費構成比(東京都 2005年度)】



中小規模事業所の省エネを支援

「省エネ報告書(仮称)」届出制度の創設により対策を促進

- 全ての中小規模事業所が簡単にCO₂排出量を把握でき、具体的な省エネ対策を実施できる仕組み
- チェーン店や支店などを多く持つ大企業等に対しては、届出を義務化



金融面での支援

- 「環境CBO」の活用
- 中小企業制度融資の更なる充実
- 金融機関と連携したCO₂削減支援に関する新たな環境金融商品の開発など

省エネ向上のための技術支援、財政支援

- 専門的・技術的アドバイスを行う省エネ研修、省エネ現場相談の拡充
- 高効率ボイラー認定制度の導入

家庭や中小企業の温暖化対策を支援する拠点の整備

(「地球温暖化防止活動推進センター」の指定)

家庭の節電・省エネを進める

白熱球一掃作戦の展開



最大80%省エネ コスト1/3

家電製品省エネ化の一層の推進



住宅の省エネ性能の向上

- 新築住宅の次世代省エネ基準達成割合を14%⇒65%に(2016年度)
- 既存住宅の省エネ改修の推進
リフォーム時、大規模修繕、耐震補強時等
- 自然のエネルギーを最大限に活用する「住宅の低エネルギー化」を本格的に推進
- 「ゼロエネルギー住宅」の実現に向けたモデルプロジェクトの実施

環境教育の推進

- 区市町村などとも連携し、あらゆる機会を通じて将来を担う子どもたちの人材育成
- 家庭での一層の省エネ行動推進のため、子供への教育を通じて親の世代にも情報を提供

高効率給湯器等の普及拡大

- ヒートポンプ、家庭用コージェネレーションシステム
- 太陽エネルギー利用機器等

目標

(前頁より抜粋)

- 産業・業務部門全体で、2000年比10数%程度削減
(業務部門では7%程度)
- 家庭部門で、2000年比20%程度削減
- 2020年までに、東京のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%程度に高めていく。

現状

再生可能エネルギーの導入

- 日本の太陽光発電機器の設置数は、かつて世界のトップレベルであったが、2005年度には単年度設置数、累計設置数ともにドイツに抜かれる。
- 東京のエネルギー需要の大きさを再生可能エネルギーの全国的な供給拡大に結びつけることが重要

都市づくりの中でのCO₂削減

- 東京の都市活動の顕著な特徴の一つとして、都心部を中心に**活発な都市開発**が進む
- 長期にわたって存続し、**大きなエネルギー需要**を発生させる建築物への一層の対策が不可欠
- 建築物環境計画書制度などにより、**新築建築物の省エネルギー性能の向上**は図られているが、**より一層の対策が重要**

東京都の率先行動

省エネ東京仕様2007



* 施設の立地条件や用途に応じて、太陽光発電、太陽熱利用など再生可能エネルギーの導入と緑化を推進

主な施策

太陽エネルギーの飛躍的利用拡大

■太陽エネルギー機器設置者が経済的メリットを得られる仕組みづくり

- 機器の初期導入コストの低減
 - ・設置の初期投資を10年程度で回収できる仕組み
- 太陽エネルギーの生み出す環境価値の適正な評価
 - ・太陽熱利用機器の認証制度の創設など

関連企業、金融機関等との連携・協働による仕組みづくり

●2016年までに100万kWソーラー(太陽光・太陽熱)の利用を実現

- 「3ヵ年モデルプロジェクト」の展開で、約4万世帯に設置



- ・発電量等の10年分の環境価値を都が一括買取
- *メーカー、金融機関等と連携

エネルギー供給事業者対策の強化

- エネルギー環境計画書制度の有効活用
 - エネルギー供給事業者のCO₂排出係数の低減に向けた取組促進
 - 電気のグリーン購入の取組拡大
 - 再生可能エネルギーの導入拡大

エネルギーのグリーン購入の推進

- 都が率先してグリーン購入を拡大
- 自治体、NPO、民間事業者等による「グリーンエネルギー購入フォーラム」の全国展開
 - グリーン電力証書を用いた電気のグリーン購入費用の法人税における「損金化」、CO₂削減量の法的な位置付けの明確化に向けた取組

都市づくりの中でのCO₂削減

大規模都市開発においてCO₂削減対策をリード

●都市開発諸制度を活用し、一定レベル以上の省エネ性能を条件化

- 断熱性、設備の省エネなど客観的指標で評価
- レベルに満たない開発は、容積率などを緩和する本制度の適用不可とする方向での見直し

●開発計画の早い段階から開発エリア全体でのエネルギー効率向上を誘導

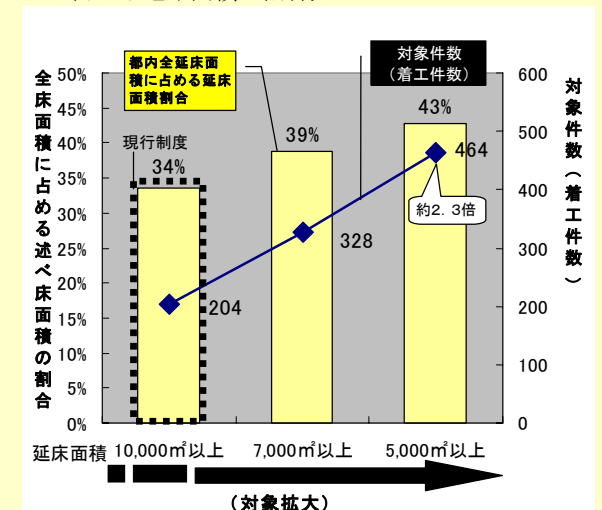
- 地域冷暖房計画制度の再構築
- 未利用エネルギー、再生可能エネルギー活用の検討を義務付け

建築物の省エネルギー性能の底上げ

●建築物環境計画書制度の強化

- 省エネ性能の**最低基準**の設定
- 中小規模建築物へと**対象拡大**(現行対象: 延床面積1万㎡超)
- 建築物の売買、賃貸借の際に、**省エネ性能評価書の提示義務**
- **再生可能エネルギー導入検討義務**

[対象を拡大した場合の件数と全述床面積に占める述床面積の割合]



適応策の検討・強化

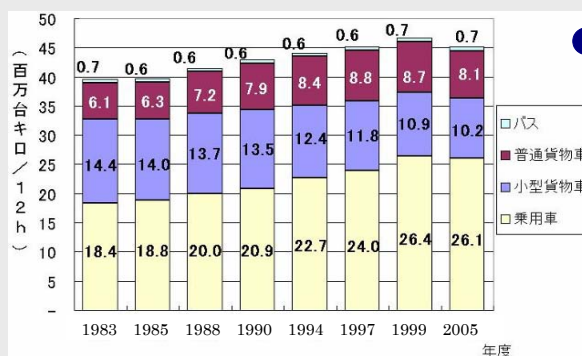
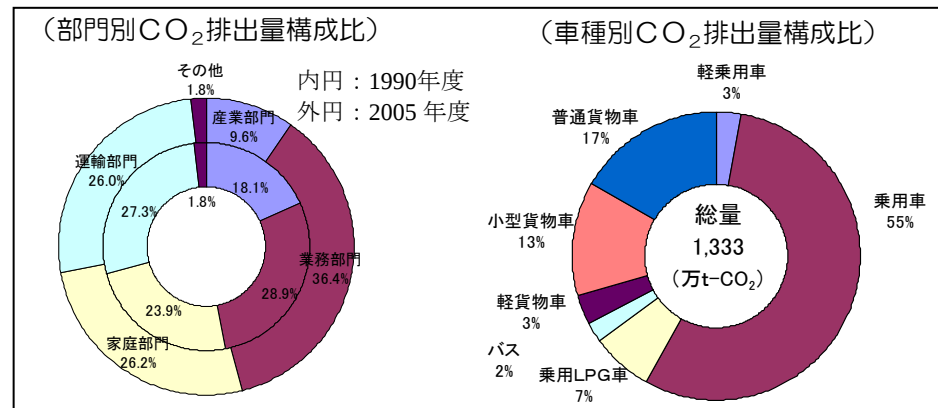
- 現在も高潮対策や都市水害対策等が着実に進められているが、今後の影響把握と有効な適応策を検討していく。
- 気候変動に伴うリスクを低減するためには、緩和策の強化とともに、適応策の強化が必要

目標

- 2020年までに、運輸部門における温室効果ガス排出量を、2000年比で40%程度削減する。
- 2016年までに、積載率の向上（営業車両の比率向上）、平均旅行速度の向上（区部の混雑時平均旅行速度25km/hに向上）、慢性的な渋滞解消（都心部の通過交通減少）を図る。
- 2016年までに、公共交通利用率の向上、生活道路の通過交通の減少、交通事故減少、バリアフリー化の一層の促進を図る。

現状

- 運輸部門のCO₂排出量は、都内全体の総排出量の4分の1
- 運輸部門の9割は自動車に起因、そのうち乗用車からの排出量が55%



● 都内の自動車走行量の推移

増加傾向にあったが、2005年度では減少



● 混雑時平均旅行速度の推移

区部、市部ともに、1994年度以降、向上傾向にあるが、依然として低い水準

主な施策

■ 自動車への過度の依存からの転換

■ 公共交通機関の利用促進

移動の利便性や回遊性を確保

- パークアンドバスライドの導入
- バス専用レーンやリバーシブルレーン*の設置など *時間帯等で道路の中央線の位置を変えるもの

インセンティブによる誘導

- SUICAやPASMOなどを活用し、公共交通機関の利用（交通行動）と商品購入（消費行動）を結びつける

道路整備やまちづくり施策の推進

■ カーシェアリングをはじめとした自動車共同利用の取組

■ 新しい都市交通システムの導入

環境負荷が低く高齢者等も利用しやすい交通システム

【BRT（藤沢市）】



【LRT（富山市）】



■ 自転車利用の促進

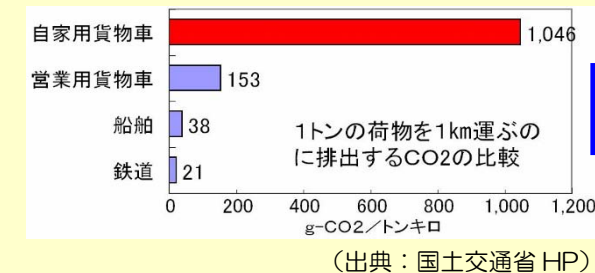
- ハード（施設整備等）、ソフト（利用促進の仕組みづくり）両面からの施策推進



■ 自動車交通量の抑制

■ 商用車両の走行量抑制・高効率輸送への転換の促進

貨物輸送機関のCO₂排出量原単位（2005年度）



- 物流の効率化
- ・ 営自転換
- ・ 共同配送

■ 経済的手法、規制的手法による自動車交通量の抑制

- ・ 混雑解消などのための誘導策（道路利用料金の設定による高速道路への誘導策など）

■ バイオ燃料、次世代自動車燃料の開発、普及促進

- 販売、製造事業者による普及促進
- 都民、事業者によるバイオ燃料等の利用への誘導
- 都によるバイオ燃料の率先利用
- 次世代自動車燃料（F T合成油）の製造技術の開発促進



■ 環境負荷の少ない自動車使用への誘導

■ 低公害かつ低燃費な自動車利用

- ・ ハイブリッド車、電気自動車などの大量普及を誘導

- すべての自動車ユーザーに対する低公害かつ低燃費車使用の誘導
- 一定規模以上の事業所には一定割合の導入を義務化
- 低燃費車を優先的に導入するルールの方策



■ 貨物輸送における自動車使用の合理化を促進

- 自動車環境管理計画書制度の拡大
運送事業者に加え、荷主の取組を促進（車両が集中する大規模物流施設等の取組促進）

■ エコドライブの推進

- マイカードライバーに対するエコドライブの推進
- 中小事業者への機器導入支援

目標

- ▶ 都内から発生する廃棄物の最終処分量を、2016年度までに2000年比55%削減する。
- ▶ 廃プラスチック類のリサイクルを促進し、2010年度までに埋立処分量をゼロにする。
- ▶ 建設泥土の再生利用量を、2016年度までに2005年度比25%増加させる。
- ▶ 優良な産業廃棄物処理業者が、市場価値を高めていくことができる仕組みを構築する。

現状

廃棄物の状況（2005年度、都内実績）

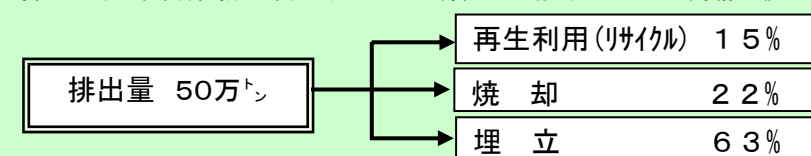
- 一般廃棄物排出量：445万トン（最終処分量87万トン）
- 産業廃棄物排出量：2072万トン（最終処分量118万トン）

…依然として大量の廃棄物等が発生

■ 廃プラスチック類

- ・一般廃棄物、産業廃棄物ともに、多くを埋立処分に依存

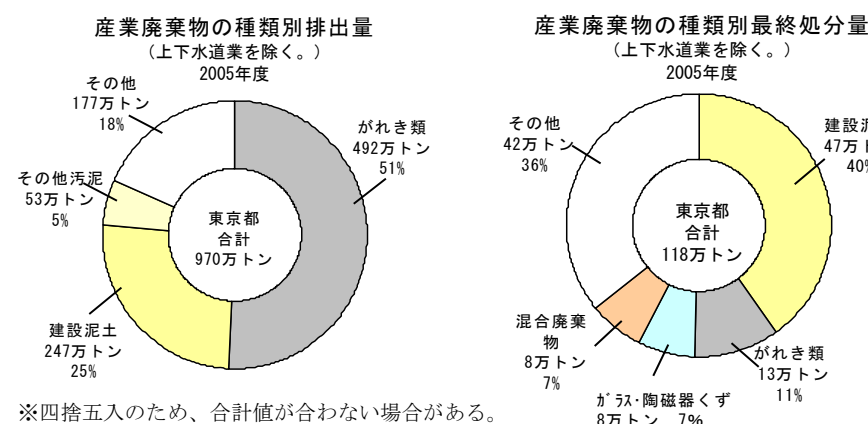
都内の産業廃棄物の廃プラスチック類処理動向（2005年度推計値）



（注）再生利用（リサイクル）には固形燃料化や廃棄物発電を含む。

■ 都内から排出された産業廃棄物の最終処分量のうち、約4割が建設泥土

- ・今後の都市基盤の整備事業等により、大量の建設泥土が発生の見込み
- ・建設廃棄物の中でも、がれき類の再利用は進んでいるが、建設泥土の再利用は進んでいない。



主な施策

発生抑制、リサイクルの推進

■ 廃プラスチック類のリサイクル促進

- ・第1にマテリアルリサイクルの徹底
（再資源化しやすく、分別や異物の除去等が容易なもの）
再資源化が困難な場合
- ・固形燃料化や廃棄物発電等のサーマルリサイクルの推進

- ・廃プラスチック類埋立ゼロ協定の締結
積極的に廃プラスチック類のリサイクルに取り組む事業者と都が協定を締結 → 取組内容などを公表するなど事業者の取組を一層推進

- ・都処分場における産業廃棄物の受入量抑制
事業者のリサイクルへの取組を強力に促しながら、段階的に廃プラスチック類の受入量を抑制



■ 建設泥土の広域的有効利用の促進

■ 区市町村への支援の充実

- ・リサイクル施設の整備等に対する技術的支援
- ・多摩地域の廃棄物処理施設の建替え時の安定的な処理確保に向けた広域的な相互支援体制の構築

事業者排出プラスチック廃棄物の3R推進ルール

《排出事業者5原則》

- 1 発生抑制・再使用に努める
- 2 処分するプラスチック廃棄物は、分別排出し、リサイクルする
- 3 従業者等に対して発生抑制・分別排出に係る啓発を行う
- 4 関係委託先に対し、必要な作業・処理を行うための適正な費用を負担する
- 5 分別排出したプラスチック廃棄物が適正にリサイクルされているか確認する

《再資源化方法の考え方》

- 第1 ペットボトルなど単一素材で識別しやすく、汚れの付着が少ないものなど
◇ プラスチック原材料として再資源化する
材料リサイクル、原料・モノマー化
- 第2 複数のプラスチック素材の混合等、第1の再資源化が困難な場合
◇ 産業用の原燃料として再資源化する
高炉原料、コークス製造用原料、化学工業用原料、産業用燃料（固形燃料等）
- 第3 上記1、2の再資源化が困難な場合
◇ 廃棄物発電用の燃料として有効利用

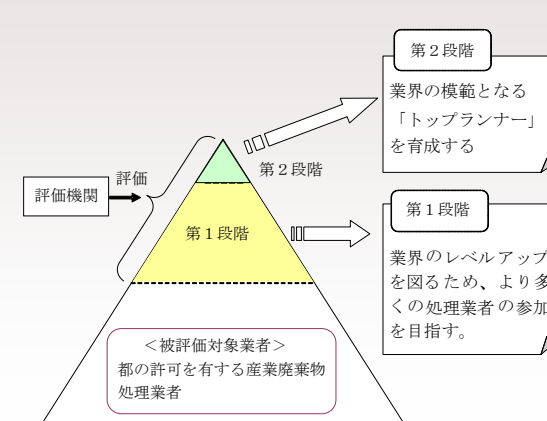
優良な取組を行う事業者が市場で評価を受け、発展できる社会システムの構築

● 「排出事業者・処理業者の報告公表制度」の活用

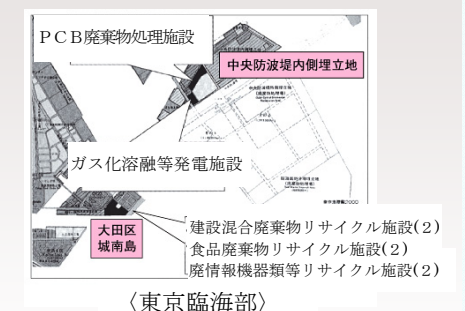
- ・排出事業者の取組促進
- ・地域住民の信頼感醸成

産業廃棄物の処理に対する社会的な理解と信頼性の向上

● 「第三者評価制度」により、優良な産廃処理業者の育成を促進



● スーパーエコタウン事業の成果を先進的な取組事例として東京から広く発信



● 技術開発支援センター機能の整備

- ・事業者との共同実証研究、情報発信
- ・処理業者に対する技術指導など

大気汚染物質の更なる排出削減

目標

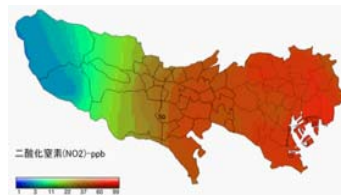
- 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の環境基準を、2010年度までにすべての測定局で達成し、2016年までに、より低濃度で安定した状態にしていく。
- 局地高濃度汚染を、2010年度までに改善する。
- 二酸化窒素及びPM2.5の新たな環境目標値の設定を検討する。
- 光化学スモッグ注意報発令日を、2016年までに0日とする。

現状

浮遊粒子状物質 (SPM)

- 2005年度に、測定開始以来初めて都内のすべての測定局で環境基準を達成するなど大幅に改善

【都のサイトで1時間ごとに更新される大気汚染状況】

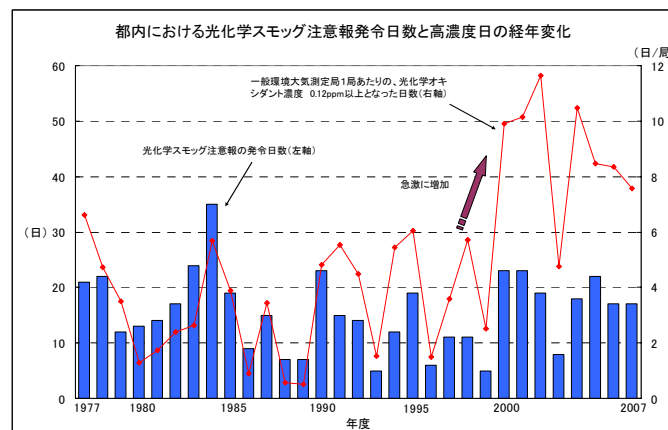


二酸化窒素 (NO₂)

- 改善傾向にあるものの、いまだ環境基準に適合しない測定局が多い。<2006年度>
一般局：43/43 (100%適合) 自排局：21/34 (62%適合)
- 特に幹線道路沿いの高濃度汚染は、減少傾向だが依然深刻な状態

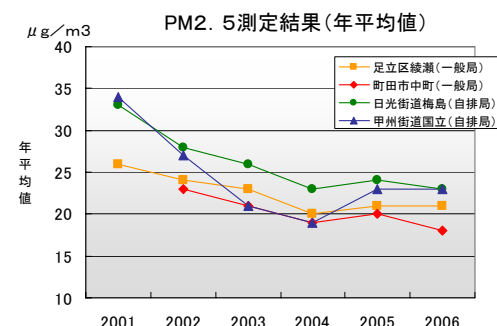
オキシダント (O_x)

- すべての局で環境基準未達成
- 高濃度の光化学オキシダントが出現する日数は増加傾向



PM2.5

- 人体への健康影響が懸念されるPM2.5は、アメリカやWHOの定める基準濃度より高い水準にあるが、国の環境基準が未設定であり、対策は未着手



主な施策

自動車排出ガスによる大気汚染の解消

■ポスト新長期規制適合車等の早期普及促進

- ポスト新長期規制に適合する自動車の早期市場投入を国、メーカーに働きかけ

■都の指定低公害車制度を拡充

- 排出ガス規制の強化等の動向を踏まえ、低公害車の基準見直しとともに、低燃費性の観点を追加

■流入車対策

- 国に対策の強化を求めていくとともに、首都圏等での広域的な取組を検討
域外からの流入車対策など迅速で実効性ある対策の実施（自動車NO_x・PM法の問題点の是正）、適合車ステッカー制度等の徹底、強化等

(再掲)

2-1-2「持続可能な環境交通の実現」

■自動車への過度の依存からの転換

- ・公共交通機関の利用促進など

■自動車交通量の抑制

- ・商用車両の走行量抑制・高効率輸送など

■環境負荷の少ない自動車使用

- ・低公害かつ低燃費な自動車利用
- ・エコドライブの推進
- ・自動車環境管理計画書制度の拡充など

工場・事業場等から排出される大気汚染物質の更なる削減

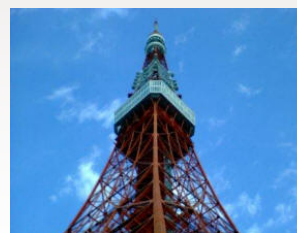
■VOC削減対策の推進

■中小規模事業者の取組支援等

- VOC対策ガイドの作成、普及
- 対策アドバイザーの派遣
- 中小企業でも導入可能な処理技術の開発・普及促進
- 低VOC塗装の普及啓発

※大規模な構造物における低VOC塗装の先進的取組事例の紹介

<東京タワー>



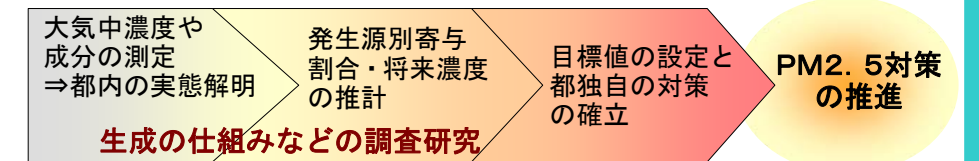
<春海橋>



- 公共部門における優先使用（グリーン購入ガイドなど）
- 光化学オキシダント発生機序の解明

■PM2.5対策の確立に向けた調査・検討

- 大気環境の実態解明と対策の確立



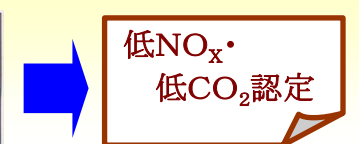
■東京港に停泊する船舶からの排出ガス対策

- 東京港沿岸地域の大気汚染物質は、区部平均に比べ高濃度
- 工場・事業場や自動車などのほか、船舶からの排出ガスによる影響を懸念

⇒対策としては、現在の重油使用から、陸上電源の使用に切り替えることが最も効果的（CO₂排出量も削減）であり、設備導入コストや国際的動向、全国的な制度整備等を考慮しつつ取組の促進を図っていく。

■中小事業者等が使用するボイラー等の低NO_xかつ低CO₂型への誘導

- 現行の低NO_x燃焼機器認定制度における認定基準に、高効率（低CO₂）基準を追加し、省エネ型機器の普及を促進



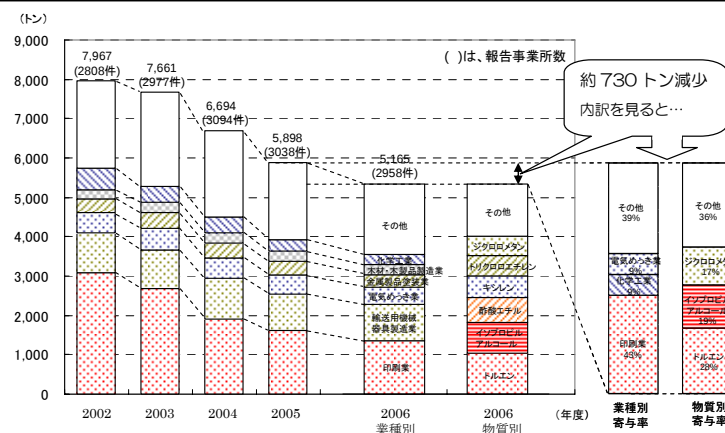
目標

- 化学物質の環境への排出量や、環境リスクの低減傾向を維持・促進する。
- 化学物質等の環境への排出量などの暴露情報だけでなく、毒性情報も含めた総合的な指標を「環境リスク」として検討し、予防原則を踏まえた目標を設定する。
- リスクコミュニケーション推進地域モデル事業の拡大と自主的取組の推進により、2016年までに都内各地域において、地域の自治体を中心とした自主的取組を推進する。
- 2016年までに、河川のBOD環境基準及び海域（運河を含む）のCOD環境基準を100%達成する。
- 首都圏における広域連携を強化し、産業廃棄物の不法投棄をゼロにする。
- 有害廃棄物の都内処理体制の確立を目指すとともに、監視・指導により適正処理を徹底する。

現状

有害化学物質

- 都内における化学物質の排出総量は年々減少
- 削減の寄与率は特定業種の大企業が多く、今後も中小企業の取組促進が必要

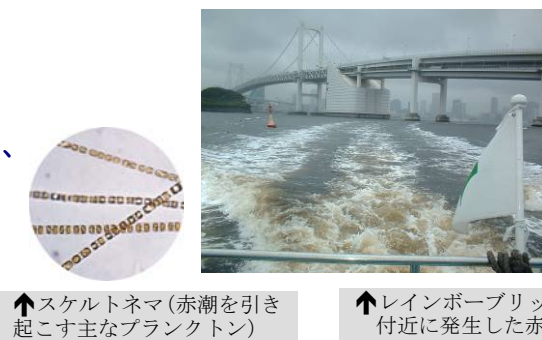


土壌汚染

- 法・条例に基づく都内土壌汚染調査件数は年間約900件
- 住宅と工場が混在し、狭隘な土地が多い都内での中小事業者による対策は、技術的・コスト的に困難

河川及び東京湾の水質

- 河川のBODは経年的に改善傾向（2006年度、都内56水域のうち、54水域（96%）で環境基準達成）
- 東京湾は依然、富栄養化した状況。夏期には下層の無酸素状態と恒常的な赤潮が頻発



産業廃棄物の不法投棄

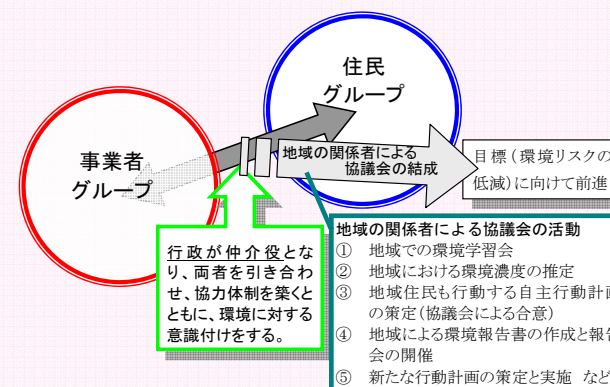
- 産業廃棄物の不法投棄総量は、ここ数年、減少傾向だが、小規模かつ巧妙化

主な施策

化学物質の適正管理とリスクコミュニケーションの推進

- 地域の特性に着目したリスクコミュニケーション推進地域モデル事業の拡大と自主的取組の推進

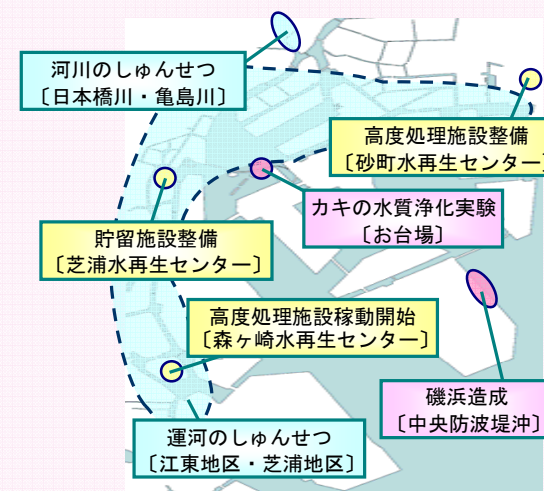
〔地域ぐるみによるリスクコミュニケーションの仕組み〕



- 事業者自らの排出削減と環境リスクの低減に係る、より一層の取組を引き出す仕組みの検討

東京湾の水質改善

- 水質改善につながる汚濁原因解明
- 水質改善に向けた多様な取組の展開



健全な土壌の確保

- 中小企業者等の土壌汚染対策を支援する迅速かつ適切な調査・処理技術の開発やコスト低減を促す仕組みの構築

●土壌汚染処理技術フォーラム

民間の処理技術を紹介し、市場の競争を促し、低コスト処理技術の開発促進を図る



土壌汚染調査の様子



簡易測定装置の一例



簡易分析測定器展示説明風景

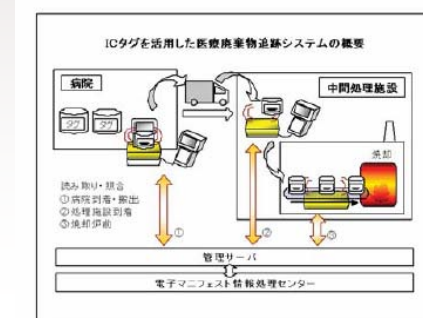
- 簡易で迅速な測定技術
を都が公募し、優良技術
を選定・公表

- 土地利用に応じた適切な対策の促進
- 土壌汚染に対する正しい知識の普及

産業廃棄物の不法投棄撲滅への取組

- 廃棄物処理の流れを透明化し管理する新しい仕組みづくり

- ICタグを活用した感染性廃棄物追跡システムの強化



- 建設解体工事に係る現場指導の強化（不適正処理の未然防止）

- 立入指導（例）



目標

- 日常生活における騒音の一般環境基準を達成するとともに、都民の生活感覚に対応した都市生活環境を確保する。
- 航空機、新幹線、在来線及び道路交通の各騒音について、環境基準等を達成する。
- 道路交通騒音について、住居系地域における夜間騒音を全測定地点で要請限度以下に改善する。
- 工場・事業場等やビルピットから生じる悪臭の根絶を目指す。
- 良好な「音環境」や「かおり環境」をまちづくりの重要な要素のひとつとして位置づけ、住民と行政の協働による快適な都市生活環境の創出を目指す。

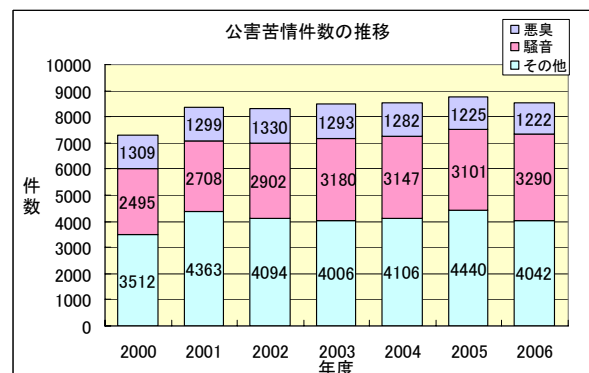
現状

都市生活環境

■苦情の中で騒音、悪臭の占める割合は全体の半数以上を占め（2006年度）、件数もほぼ横ばいで推移

※騒音：2000年度2495件→2006年度3290件

悪臭： // 1309件→ // 1222件



- 依然として建設工事騒音・振動が周辺住民の生活環境に大きな影響
- 商業施設等からの無秩序な騒音、生活騒音のマナーの乱れ等も課題
- 悪臭の原因は、建設業、飲食店等、野外焼却など

道路交通騒音・振動

騒音

■騒音規制法の要請限度の超過地点は減少傾向にあるものの、超過地点が2割以上となっている。

振動

■振動規制法の要請限度を超える地点はない。

道路交通騒音に係る要請限度の超過状況

年度	要 請 限 度	
	超過地点数 ／ 測定地点数	割合 (%)
2000	194 / 484	40.1
2001	181 / 470	38.5
2002	185 / 474	39.0
2003	150 / 443	33.9
2004	137 / 434	31.6
2005	109 / 417	26.1
2006	93 / 410	22.7

航空機騒音、鉄道騒音

- 航空機騒音：横田基地・厚木基地周辺の複数の地点で環境基準を超過
- 鉄道騒音：新幹線については、環境基準を達成していない地点が依然として多数。在来線については基準がないが、指針値を超える地点が存在

主な施策

都市・生活騒音低減対策

●地域・区域の特性にあった騒音低減への取組

- 騒音を取り巻く環境や、住民意識の変化に対応した音環境のあり方を踏まえた取組
- 区市町村と連携した騒音発生源への対応の強化

●地域の特性に応じた、良好な「音環境」や「かおり環境」の創出

- 住民が身近にある良好な「音」や「かおり」を再発見
- その源となる自然や文化の保全も促し、快適な都市生活環境を創出

【快適な「音環境」「かおり環境」の例】

上野のお山の時の鐘

※環境省「残したい日本の音風景100選」より



江東区新木場の貯木場

※環境省「かおり風景100選」より



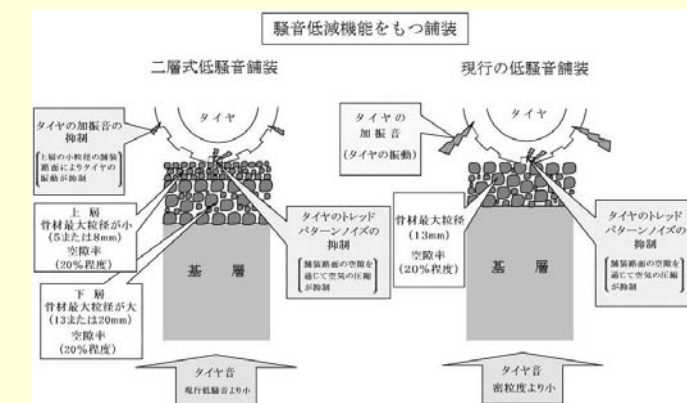
道路沿道の騒音・振動対策

●道路、路面からの低騒音化

- 路面の平たん性の確保
- 低騒音舗装の着実な実施
- 特に「優先的対策道路区間」での取組

●道路周辺の騒音低減対策の促進

- 環境施設帯の整備、高架道路への遮音壁の設置
- 沿道住宅に対する防音対策の推進
- 沿道にふさわしい土地利用への誘導（緩衝建築物の建築促進など）



- 自動車からの騒音発生を抑制
- 住民のマナーの向上も重要



航空機・鉄道からの騒音・振動対策

■航空機騒音

- 監視体制を拡充し、国や事業者に一層の対策を要請
- 近年、区部を中心に苦情が多く寄せられているヘリコプター騒音については、高度規制等を徹底

■鉄道騒音

- 低騒音車両の導入、沿線への防音壁の設置やロングレール化
- 高架化、地下化等の機会をとらえた騒音対策の推進

目標

- 2016年に向けて、新たに1,000haの緑を創出する。
- 2016年に向けて、街路樹を100万本に倍増する。
- あらゆる手法を駆使して、既存の緑を保全する。

現状

東京の緑の現状

- みどり率（暫定値）
 - 2003年で区部約24%、多摩部約72%
 - 1998年からの5年間で、区部で約1%、多摩部で約2%分のみどりが減少
- 減少しつつある市街地の緑
 - 土地利用現況調査のデータで見ると、1996年度から2001年度の5年間で、
 - ・公園・運動場等は約80ha増加
 - ・農用地は約160ha、森林は約40ha減少
 - 区部の周辺部や多摩部では、屋敷林や雑木林がいまだ多く残されているが、相続などにより売却・開発され失われる例も発生
 - 都市農地は、農業者の高齢化や後継者不足、相続を契機とした土地処分等が進み、その減少に歯止めがかからない状況
- ➡ 地域の緑の質を高める意味でも、屋敷林や雑木林などの地域に残された既存の緑を保全することが重要
- ➡ 市街地の緑を豊かにするため、質の高い緑を保全、創出するとともに、個々の緑をネットワーク化していくことが重要

緑の分布状況



東京都環境局資料

主な施策

市街地開発等の機会をとらえた質の高い緑の保全・創出

- 自然保護条例に基づく緑化計画書・開発許可制度の強化
 - ・緑の量を確保するとともに、良質な緑が一層多く創出・保全されるよう基準等を強化
- 緑化の優れた計画や事例を認定する緑地評価制度を創設
 - ・開発に伴う緑化を、量的にも質的にもより高いレベルに誘導

都市農地の保全

- 農業振興政策とまちづくり政策の両面からの取組

既存建築物の緑化推進

- 税制の活用やコスト低減の方策検討
 - ・既存建築物への追加的緑化にかかる費用や技術的課題の解決

既存の緑の保全とネットワーク化

- 地元自治体との連携による地域の緑の保全
 - ・特別緑地保全地区や市民緑地などの都市計画的な手法や保全地域制度などの積極的活用
- 都心にある一定の規模の緑を有機的に結び付け、ネットワーク化を推進

あらゆる都市空間での緑の創出 ～緑の拠点、緑の軸の整備により緑のネットワーク化を推進～

● 学校校庭の芝生化

- ・公立小中学校の校庭芝生化を核にした地域における緑の拠点づくり
- ・区市町村が校庭芝生化に継続的に取り組める仕組みづくり
- ・都立・私立学校にも展開



【芝生の校庭で走り回る子供たち】

● 公共空間の緑化—街路樹の倍増、都市公園・海上公園の整備、河川緑化など



街路樹倍増のイメージ



海の森の将来イメージ



緑の親水回廊化

● 緑のムーブメントの推進

都民・企業・NPOなどとの協働により、緑を植え、育て、守る運動につなげていく

- 都民・企業の参加による「緑の東京募金」
- 企業等による自主的緑化の推進



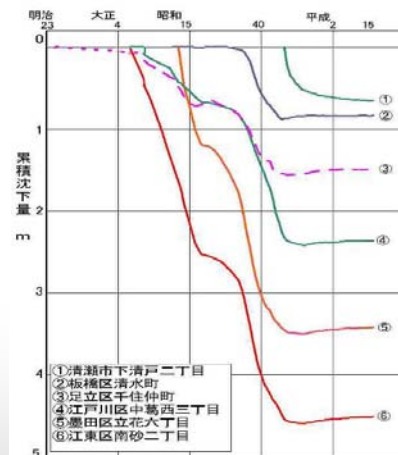
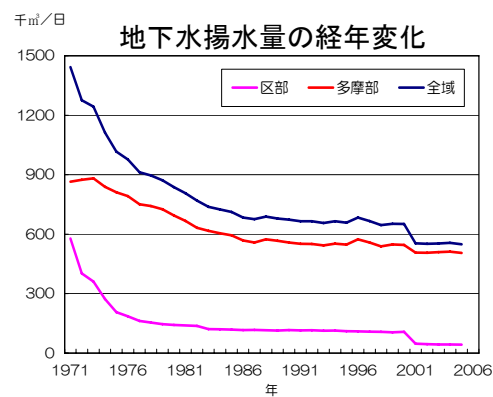
目標

- ▶ 地下水位が安定し、地盤沈下が抑制されている状態を継続する。
- ▶ 建築物等の新築・改修や都市づくりに当たって、雨水浸透を着実に進めるための方策を構築するとともに、雨水や再生水等の有効利用を促進していく。

現状

地下水位の回復と地盤沈下の沈静化傾向

- 都内全域における一日当たりの揚水量は減少
 - ・かつて区部低地部を中心に発生した激甚な地盤沈下への対応として揚水規制を強力に推進したことにより、1970年：約150万m³→2005年：約55万m³



都内6地点の累積地盤沈下量

- 多くの地域で地下水位は回復し、地盤沈下の状況は沈静化傾向
 - ・しかしながら、いまだ都内の多くの地域でわずかながらではあるが、地盤沈下が継続して観測される。

中小河川の流量及び都市水面の減少

- 下水道が普及して排水が直接流入しなくなったことにより、中小河川の水質は大幅に改善した反面、流量が大幅に減少
- 暗きょ化により水面が喪失
- 都市化により地表が建築物やコンクリートなどで覆われ、雨水が地面に浸透しない「不浸透域」が拡大したことで、湧水の枯渇や湧出量が減少

主な施策

自然が持つ水循環の再生に向けた広範な取組

地盤、地下水の観測の継続、揚水規制による地下水の適正管理

都市づくりと連携した雨水浸透の推進

- ・都市づくりにおいて、透水性舗装や緑化等を含めた幅広い雨水浸透対策を行うよう誘導
- ・大規模な地下構造物による地下水の流れの阻害防止のため、建設工事時に必要な措置が講じられるよう検討

水の有効利用の促進

- ・下水再生水や雨水を、トイレ洗浄水や植栽散水等に有効活用

大都市における温泉掘削の適正化

- ・温泉法等に基づく揚湯量の制限や温泉間の距離制限などの規制や指導
- ・温泉に関する科学的情報や知見の収集と温泉の規制方法の検討
- ・温泉の掘削から最終、廃止に至るまでの安全対策の徹底
 - 「東京都可燃性天然ガスに係る温泉施設安全対策暫定指針（2007年10月 東京都）」を改定し、本格的な指針を策定

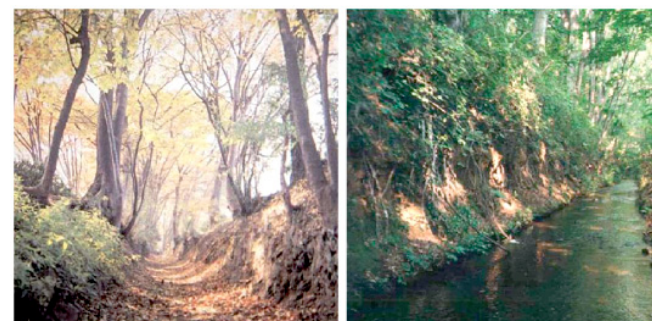
森林再生事業の推進による森林の水源かん養機能の確保

おいしい水のある水辺環境の回復

河川流量・都市水面の確保

- ・湧水の保全
 - 「東京都湧水等の保護と回復に関する指針」等の活用による、区市町村と連携した湧水の保全と回復
- ・清流の復活
 - 下水再生水や漏えい地下水などを中小河川や用水、池などに導水

玉川上水(多摩川上流水再生センターからの導水)

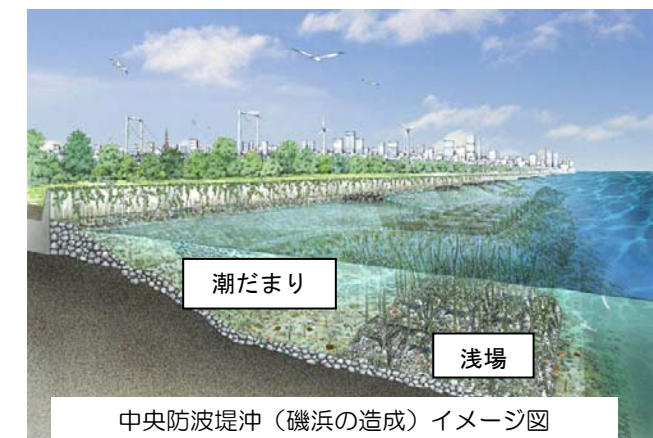


〔枯れた以前の状態〕

〔復活した現在の状態〕

水辺の自然環境の保全・再生

- ・海浜や浅場等の整備
- ・自然の浄化機能を活かした水辺環境の保全・改善
- ・河川における多自然川づくりなど、多様な生態系に配慮した整備の実施



中央防波堤沖（磯浜の造成）イメージ図

熱環境の改善による快適な都市空間の創出

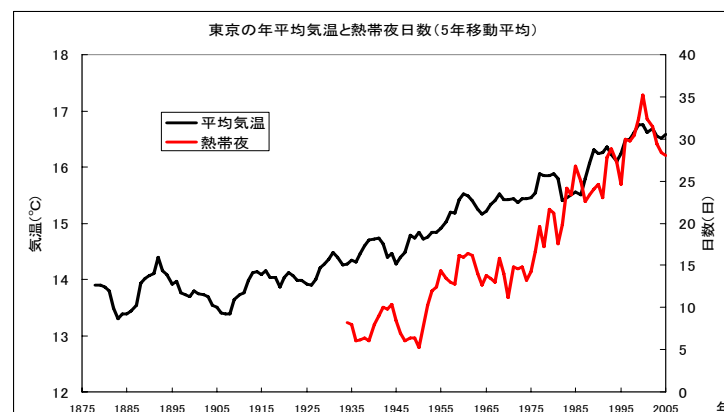
目標

- 2016年までに、ヒートアイランド対策推進エリアの全地域で、被覆状態の改善や排熱の減少、風の道の形成などにより、熱環境の改善がなされている。また、多摩地域の市街地においては、現況に比べ熱環境の悪化が防止されている。

現状

継続する東京の気温上昇

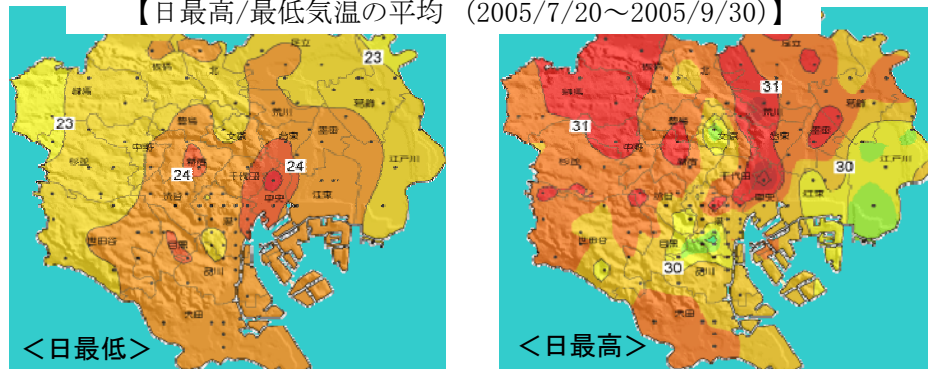
- 平均気温16.6℃、熱帯夜28.0日（2005年（5年移動平均））



地域によりばらつきのある現象

- 詳細なモニタリングの結果、地域による差が明確

【日最高/最低気温の平均（2005/7/20～2005/9/30）】



【ヒートアイランド現象が引き起こす問題】

- ▶ 夏の気温上昇に伴う熱中症などの健康被害の増加
- ▶ ビルの谷間など都心空間の高温化や熱帯夜の増加に代表される、都市の快適性の阻害
- ▶ 夏の冷房需要の増加によるエネルギー使用量の増大
- ▶ 冬の気温上昇による感染症増加のリスク拡大

主な施策

■ 気候変動対策や緑施策とともに進める対策の推進（都市排熱の軽減、緑化など）

- エネルギー施策の推進

→ 特にヒートアイランド対策として、

排熱による影響を減らすよう熱回収を促進

- 市街地における緑と水の回復

→ 特にヒートアイランド対策として、

局所的に効果の高い対策として、道路や建物周辺、広場等において、より広く快適な木陰を創出するような樹種や植栽方法の選択

■ 熱環境に配慮した被覆対策の推進（緑化、保水性舗装、遮熱性舗装、高反射塗料など）

- 用途、場所に応じた被覆の推進

- ・ 緑化に適したところでは、積極的に緑化
- ・ 構造上人工的な舗装が必要なところは、保水性舗装や遮熱性舗装の活用を推進
- ・ 高反射性塗料も、耐加重の低い屋根など場所に応じて活用



熱環境を考慮した都市構造への転換

- 風の通り道を阻害しない建物の配置や高さへの配慮、大きな緑をクールスポットとして確保

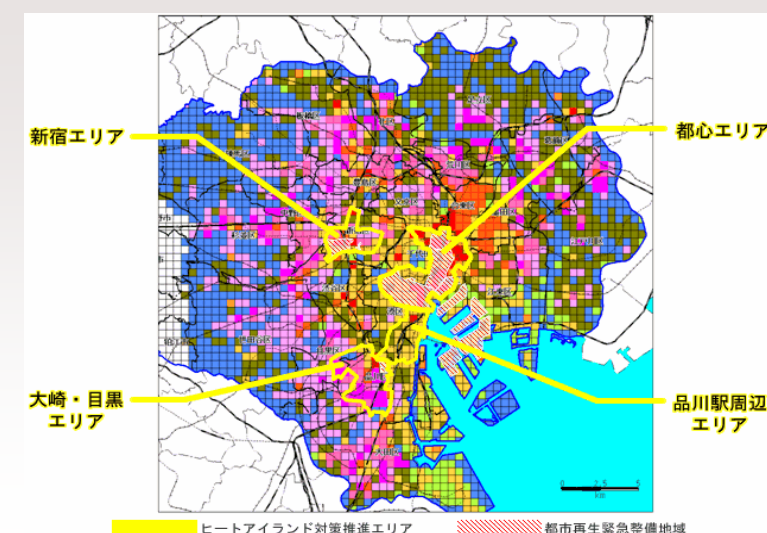
- ・ 面的な開発、大規模な公共事業などで十分な配慮をするよう指導
 - ・ 緑の広がりや厚みを持った良好な空間形成への誘導
- 「公開空地等のみどりづくり指針」の活用

地域特性を踏まえた対策

- 熱環境マップとそれに基づくガイドラインの活用による地域特性を踏まえた対策の推進

- ➡ 現にヒートアイランド現象が顕在化・深刻化している地域（区部都心部など）
集中的対策やモデル事業などの実施により、身近な生活空間において暑さに適応する対策を推進
- ➡ 今後、深刻化するおそれがある地域（区部周辺、多摩地域の中心市街地など）
ヒートアイランド対策を食い止めるための予防策をあらかじめ検討し、事前に対応
- ➡ ヒートアイランド現象は顕著に発生していないが、クールスポットとして機能している地域（多摩地域の郊外など）
クールスポットの機能を守るための、緑の保全など

【熱環境マップ】



目 標

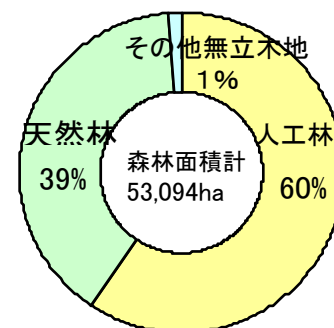
- 荒廃した多摩のスギ・ヒノキの人工林について、針交混交林への転換を拡大する。
- 保全地域の新規指定等を拡充する。
- 小笠原諸島を世界自然遺産に登録する。

現 状

荒廃する森林

- 多摩の森林面積は約 53,000ha
うち約 6 割がスギやヒノキなどの人工林
- 間伐などの手入れが必要な 30 年生以上の樹木が全体の約 8 割を占めるが、木材価格の低迷などにより、十分な手入れが行き届いていない
- 近年急増したシカの食害による荒廃も深刻化

【多摩地域の森林面積(2005 年)】



谷戸、里山の喪失

- 耕作放棄や宅地造成による開発などにより、里山は依然、喪失の危機
- 1987年から2000年の間に、少なくとも70箇所の谷戸が消滅
2000年当時現存した谷戸の9割で地形、土地利用が改変

多摩及び島しょの自然公園等

- 一部地域でのオーバーユースの弊害や不適正な利用
- 本来国が直轄して行うべき都内国立公園の施設整備、改修の停滞

小笠原諸島

- 小笠原諸島は、世界に誇るべき地形・地質、生態系、生物多様性が存在するが、外来生物により固有の生物が生存の危機
- 南島は、かつて裸地化の進行など荒廃したが、東京都版エコツアーリズムの導入により自然環境が回復

主な施策

■森林・丘陵地の緑の保全

●森林再生事業の推進

- ・荒廃した森林への間伐と枝打ちの実施
- ・地元市町村との連携を強化し事業を推進



●保全地域の拡充

- ・地元自治体と一定の役割分担の下で連携を図り、里山保全地域等を指定

●自然保護条例に基づく開発許可制度の強化

- ・自然環境への負荷を最小限にとどめる観点から、緑地基準を強化

●地域と一体となった丘陵地公園の整備、自然公園の保護、利活用の推進

- ・施設の整備や自然公園利用のルールづくりなど、自然公園の魅力を向上させる方策の推進

●東京都レンジャー活動の充実

- ・地元住民や関係機関を巻き込んだ取組を推進
- ・サポートレンジャーの充実

■多様な主体の参画による自然環境の保全

●ボランティア指導者をはじめとする人材の育成

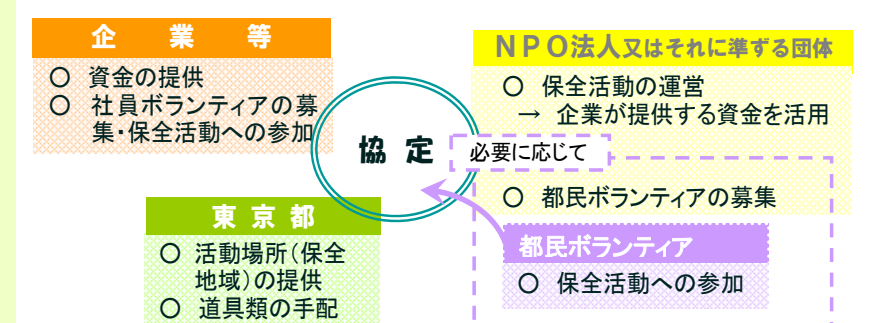
- ・質の高いボランティア指導者の育成
- ・自然環境保全を担う人材育成の仕組みづくり

●ボランティア活動の活性化

- ・行政とボランティア団体等を結びつける、「緑保全コーディネーター」の設置

●東京グリーンシップ・アクションの拡充

【グリーンシップ・アクションの仕組み】



■自然の生態系を守り、生物多様性を保全

●野生動植物の保護

- ✦ 保護すべき緊急性の高い種の優先的な保護
自然保護条例に基づく保全地域における野生動植物保護地区の指定、開発許可の際の指導など
- ✦ メジロの密猟防止、ツキノワグマの当面の狩猟捕獲禁止
- ✦ ごみの排出方法の工夫や捕獲によるカラスの生息数の適切な管理、ハトなどの野生鳥獣への安易な餌付けの防止

●小笠原の世界自然遺産登録

- ✦ 世界自然遺産登録に向け、関係機関との連携により、ノヤギやアカギなどの外来種排除を着実に推進、機運醸成
- ✦ アカガシラカラスバトやムニンノボタンなど希少種の保護増殖事業



小笠原諸島南島

* 2007年1月、日本政府が小笠原諸島を世界自然遺産暫定一覧表に登録

1 目標・方針の明確化とガイドラインの提示

都市の存立を確保し、将来世代への持続可能性を継承していく新たな都市モデルを実現していくため、社会や経済を動かす基本的なルール、都市を形成するあらゆる場面、あらゆる主体の行動の基本的枠組として環境対応の視点を織り込んでいく。

「**環境の確保に関する配慮の指針**」を示し、各主体の行動に応じた環境配慮の推進を図る

環境の確保に関する配慮の指針

環境配慮原則

○ あらゆる都市づくりの計画や事業が前提とすべき原則

- 回避**：行為の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避すること
- 低減**：行為の実施の程度又は規模を縮小することや適切な対策を講じることにより、行為の実施による影響が最小となるよう低減すること
- 修復**：影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復すること
- 代償**：損なわれる資源又は環境の有する価値について、代替の資源・環境を置換又は提供することにより影響を代償すること
- 創造**：行為の実施により新たに豊かな環境を創造するなど、プラス効果を創出すること

○ 環境における原則の徹底

⇒「予防原則」「発生源対策」「原因者負担の原則」「回復あるいは再生原則」

■都市づくり、都市活動におけるあらゆる場面での環境配慮・環境対応の内在化

■都政のあらゆる施策における環境配慮の内在化 —環境施策とその他の都施策との融合—

配慮すべき具体的事項の主たるものを列举

2 環境に配慮するルールの確立及び実効ある取組の推進

【共通認識】

人間の生存基盤となる「環境」が健全でない状態では、そもそも市場経済活動を営むことすらできない。

規制措置も含め、市場の外にある環境対策コストを、市場の内部のコストとする仕組みづくり

■規制的手法の活用

さまざまな場面、主体ごとの役割を考慮の上、必要な基準の設定と要求を行い、最低限確保すべき環境水準のルール化を図る。

■環境対策コストの市場内部化

- ・市場を活用した環境配慮の推進
- ・高い環境価値を有するものに高い評価を付与する仕組みづくり
- ・金融機関等との効果的な連携
- ・税制の活用など

配慮の指針(別表)

都市づくりにおける配慮の指針

民間及び公共の事業者が都市づくりに当たって、計画策定や事業実施の際に配慮すべき事項を指針として示す。

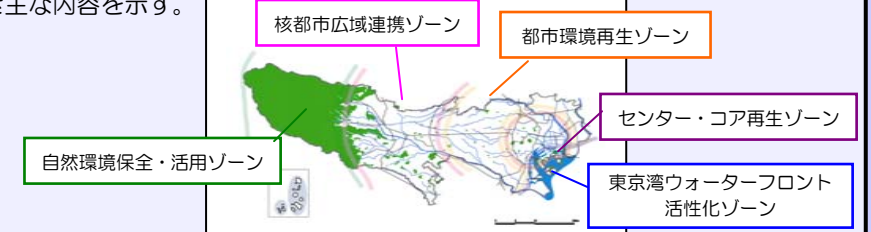
この指針は、都市づくりにかかわる様々な主体が、環境に配慮した持続可能な都市づくりを推進していく上で配慮すべき主な事項を列挙しており、いわばチェックリストとしての機能を持つが、同時に、環境アセスメント制度等においても活用していく。

共通配慮事項

都市づくり全般を対象とした共通の配慮事項、その指針を示す。

地域別配慮の指針

東京全体のゾーン区分によりそれぞれの地域の特性を踏まえて特に配慮すべき主な内容を示す。



事業別配慮の指針

都市づくりにかかわる様々な事業について、種類ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための配慮事項の主な内容を示す。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・交通系施設整備 ・河川・運河等整備 ・商業・業務系施設整備 ・集合住宅・住宅団地等整備 ・工場系施設整備 ・土地造成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設・終末処理施設の整備 ・エネルギー供給施設整備 ・埋立・港湾整備 ・レクリエーション施設等整備 ・採石事業等 |
|--|--|

事業活動における配慮の指針

事業者が日々の事業活動を行っていく上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示す。

主な場面別の配慮事項(例)

- ・事業活動でエネルギーを使用する際には…適正な冷暖房などにより、省エネ・節電を徹底する。
- ・事業所を設置・増改築する際には…断熱の強化などにより、温室効果ガスの排出を抑制する。
- ・商品・サービスを製造、販売・提供する際には…廃棄物の減量化及びリサイクルを図る。
- ・事業活動で自動車を利用する際には…自動車利用を抑制し、公共交通機関の利用等に努める。

日常生活における配慮の指針

都民等が日常生活を送る上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示す。

主な場面別の配慮事項(例)

- ・家庭で電気・ガス等を使う際には…エアコンやテレビ、照明などの家電製品の使用を抑える。
- ・買い物をし、消費する際には…長持ちする、リサイクルしやすい、廃棄したときに環境に負荷を与えない製品を購入する。
- ・通勤・通学・買い物など、移動する際には…徒歩や自転車移動する。電車やバスなどの公共交通機関を利用する。

都民、国民、世界の人々との連携・協働による取組の推進

■再生可能エネルギー利用拡大などでの企業、NPO、都民との連携の仕組みづくり

～戦略的な連携プロジェクトパッケージの構築～

- 市民出資や地域企業の協賛による再生可能エネルギーの導入など、**市民・地域参加型**のプロジェクト事業を推進

NPO・企業との連携で設置した太陽光設備「ひだまりーな」（都立潮風公園）

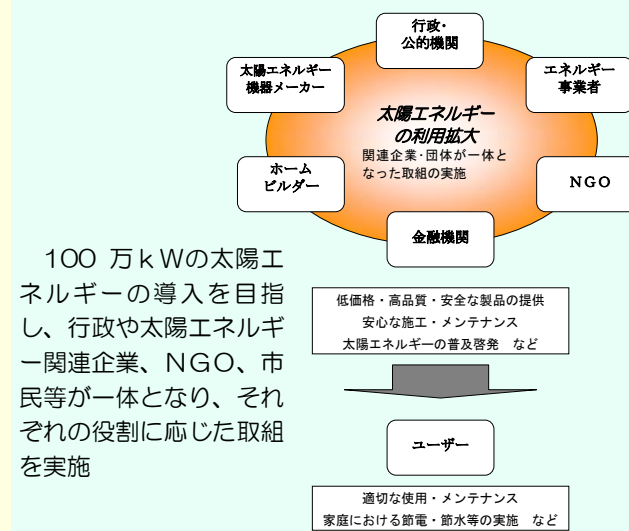


日本初の市民風車「はまかせちゃん」（北海道浜頓別町）



- **戦略的な連携プロジェクトパッケージの構築**
 - ・市場を構成する**需要・供給・金融**に対する再生可能エネルギー拡大施策などを同時に展開する。
 - ・こうした**施策をパッケージ化**し、相互に影響を与え、**市場経済の好循環**を生み出していく。

太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト



■区市町村の主体的な取組への支援と連携の強化

- **都と区市町村が連携、一体となった取組を行うことで、更なる環境施策を展開**
 - ・区市町村の主体的な取組を後押しすることで、地域力を引き出し、**都と区市町村が連携した施策展開**を行い、**地域に根ざした持続的な取組**を浸透させる。
 - ・区市町村における意欲的な取組に対し、**技術的・専門的分野から支援**する。
 - ・**広域的な観点**からの情報連絡や自治体間の連携を促進する。

■首都圏自治体などとの施策連携と国への働きかけ

- 八都県市などの首都圏レベル、さらには全国レベルへと取組の拡大を図り、連携協力体制を強化
- 国に実効ある対策の強化を要求、国が都と同様の制度を導入する場合には必要な調整を実施

■アジア、世界の都市との連携

- **世界の多くの都市と、様々な方法で先端的な施策の形成と実施に関する経験の交流、情報交換を強化**
 - ・C40（世界大都市気候先導グループ）での大都市連携など
- **東京の経験や技術等をアジアに発信し、アジアの環境問題の解決に貢献**
 - ・国際協力銀行との連携やアジア大都市ネットワーク21の活用など

最先端の科学技術力を駆使した施策の展開

■最新技術の開発促進、環境ビジネスの創出

- 世界に誇る日本の技術力を活かした革新的な最新技術の開発・普及促進
- 行政課題・ニーズの提供により民間の技術開発意欲を誘発
- 開発された技術の普及促進により市場の要求を呼び起こし、技術革新の好循環へと発展
- 先駆的な民間企業等との連携による技術開発プロジェクトの推進
- 研究機関、大学等との連携

＜参考＞産学公の連携による環境課題への取組

・「東京都地域結集型研究開発プログラムによる環境浄化技術の開発」事業を開始（2006年度～）。都における環境改善に貢献していくとともに、新しい環境ビジネスの創出を目指していくなどの取組を進めている。

■調査研究の充実強化

- 大学、国や民間等の研究機関とも連携し、施策展開の科学的裏付けとなる知見の集積と、新たな課題に対する施策立案や事業執行を支える調査研究の充実強化

東京の環境を引き継いでいく次世代の人材育成

■地球規模で考え、足元から行動できる人材の育成

子どもたちが、環境問題の現状の重大性や課題、解決策について自ら気づき、考え、行動する大人になる。

➔社会のあらゆる場面（企業、地域、家庭等）において、環境に配慮した行動を取ることができる社会人を育成する。

■児童教育（小学校）を核とした、様々な主体との連携による環境教育の実現

- 志ある企業・NPO、区市町村、教育委員会など、関係主体との連携を更に密にし、環境教育を学校において効率的・効果的に実施

～体験や感動を契機とし、知識を深め、子ども自らの行動に結びつける環境教育の実現～

- 体系的な環境教育プログラム（指導書）に関する教員向け研修会の実施
- 実践型教材の紹介・提供
- 効果的なフィールドの活用（体験型学習の推進）

■埋立処分場見学を活用した総合的な環境学習の実施